

第10回政務調査費に関するワーキング概要

日時：平成21年3月9日（月）9：30～

場所：議事堂6階603会議室

出席議員：田中博議員（座長）、前野和美議員（副座長）、藤田泰樹議員、
奥野英介議員、服部富男議員、萩原量吉議員、今井智広議員

1. 備品の取扱いについて

備品の取扱いについて、各会派で検討された結果を報告

<出された意見>

品目について

- ・品目はパソコンやFAXなど事務用品に限る。

按分について

- ・経費の計上については、任期である4年で按分し、かつ政務調査活動での利用頻度によってさらに按分する必要がある。
- ・辞職時に簿価があれば返還する必要がある。
- ・耐用年数を月換算して、毎月計上できないか。
- ・按分率についても説明責任を果たす必要がある。
- ・既に購入されたものは、任期や使用実態にあわせた按分が必要なのだが、今後は政務調査費で購入しない方がよい。

所有権の問題について

- ・購入するのではなく、リースにすれば所有権等の問題は解決されると思う。
- ・最終的な所有権の問題は解決が困難。

上限額の設定について

- ・上限金額を設定するのは困難と思う。
- ・上限金額は議員の責任の下で説明できる金額とすべき

<決定事項>

- ・正副座長で案を作成し、次回WGに提案する。

案の方向性

- ・政務調査費の計上できる備品の品目は事務用機器に限る。
- ・既に購入した分は減価償却していき、辞職時に簿価があるものについては返還する。
- ・今後はリースできるものは所有権問題が起こらないリースによるものとする。

2．有料道路料金の領収書の添付方法について

< 決定事項 >

- ・ 現金支払いの場合は、旅費等支出計算書余白、又は次頁の白紙に貼付する。
- ・ ETC 利用の場合は、利用区間と金額が明示されている高速道路会社等が発行する利用証明書を添付することとする。
- ・ 上記利用証明書の発行期限が過ぎた場合は、クレジット会社が発行する請求明細書に換えることができる。
- ・ 利用証明書や請求明細書は、プライベート利用分を黒塗りして、一括して最後のページに添付することとする。

3．事務所費については、時間がなく議論できず。